

軽自動車税減免のしおり

1 減免を受けることができる方

城陽市 総務部 税務課

(1) 身体障がい者（身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方）

障がいの区分		身体障害者手帳に記載された障がいの程度	戦傷病者手帳に記載された障がいの程度
視覚障がい		1 ～ 4 級	特別～第 6 項症
聴覚障がい		2 ～ 4 級	特別～第 4 項症
平衡機能障がい		3 ・ 5 級	
音声機能障がい（喉頭摘出によるものに限る）		3 級	特別～第 2 項症
上肢不自由		1 ～ 3 級	特別～第 6 項症
下肢不自由		1 ～ 6 級	特別～第 6 項症 第 1 ～ 第 3 款症
体幹不自由		1 ～ 3 ・ 5 級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 ～ 3 級	
	移動機能	1 ～ 6 級	
心臓機能障がい		1 ・ 3 ・ 4 級	特別～第 3 項症
じん臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸機能障がい			
小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 ～ 4 級	
肝臓機能障がい		1 ～ 4 級	特別～第 3 項症

注1 戦傷病者手帳の恩給法改正前の第 3 款症は、現行の第 4 款症となりますので減免を受けることができません。

- 2 音声機能障がいの場合は、障がい者本人が所有かつ運転する自動車に限られます。
- 3 4 月 1 日時点で減免要件に該当している方が対象となります。

(2) 知的障がい者

療育手帳に記載された障がいの程度が「A」の方
 （療育手帳がない場合は、権限ある機関が発行する「重度の知的障がい者」であることの証明書が必要です。）

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳に記載された障がいの程度が「1 級」の方
 （又は、国民年金法施行令別表に定める 1 級の精神障がいの状態と同程度の状態）
 ※通院医療費患者票が交付されており、通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限ります。

注1 手帳を申請中の方は、事前に城陽市役所税務課納付係までお問い合わせください。

2 減免の対象となる軽自動車

(1) 次の軽自動車が減免の対象になります。

- ①障がい者本人が運転する自動車
- ②障がい者と生計を一にする者が、もっぱら障がい者のために継続的に運転する自動車
- ③障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者が、もっぱら障がい者の移手段として継続的に運転する自動車

注1 障がい者と生計を一にする者とは、一般的に生活をともにする親族をいいます。

2 「もっぱら」とは、7割以上障がい者のために使用されていることをいいます。

3 「障がい者のみで構成される世帯」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付され、その障がいの程度がしおり表の「減免を受けることができる方」のみで構成される世帯をいいます。(この場合は、世帯全員の身体障害者手帳等の写しを添付してください。) 単身で生活する障がい者を含みます。

4 「常時介護する者」とは、障害者のみ構成される世帯(障がい者単身世帯を含む)の障がい者のために日常的に継続して運転される方をいいます。

(2) 自動車検査証等に「自家用」と記載されているものであり、障がい者1人につき1台に限ります(普通自動車で減免を受けている方は軽自動車の減免を受けられません。)

※ 他の都道府県ナンバー、法人名義及びリースの自動車は、減免対象となりません。

(3) 軽自動車の所有者と運転者との関係は、以下の表のとおりです。

障がい者の状況・障がいの程度等		軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
障がい者が18歳未満の場合		障がい者と生計を一にする者	障がい者と生計を一にする者
障がい者が18歳以上の場合	①障がい者が生徒又は学生 ②重度の障がい者 身体障害者手帳の1級又は2級 戦傷病者手帳の特別項症～第3項症 療育手帳のA ③精神障がいの程度が1級 又は1級と同程度	障がい者本人 又は 障がい者と生計を一にする者	障がい者本人 又は 障がい者と生計を一にする者
	④上記①～③以外の者	障がい者本人	
音声機能の障がい者の場合		障がい者本人	障がい者本人
障がい者のみで構成される世帯の障がい者の場合(障がい者単身世帯を含む。)		障がい者本人	常時介護する者

注1 所有権留保付自動車の場合は、自動車検査証等の使用者欄に記載された方を所有者とみなします。

2 障がい者の年齢が18歳未満であるかどうかは、新たに自動車を取得される場合には自動車の取得日現在で判定し、既に所有されている場合には毎年4月1日現在で判定します。

3 その他の減免

障害者の利用のために特別な装置(車椅子の昇降装置、固定装置、浴槽等)を備えた軽自動車

※詳しくは、城陽市役所税務課納付係までお問い合わせください。